

東京ライブ・ステージ応援助成

2023 年度第1期 公募ガイドライン

第1期公募受付:

2023 年 5 月 16 日(火)～5 月 31 日(水)

対象:

2023 年 8 月 1 日以降に開始し、2024 年 7 月 31 日までに終了する事業

2023 年度第2期の公募は8月以降に予定しております。

主旨:

東京の芸術文化の魅力は、中小の様々な団体の活動によって生み出されています。「東京ライブ・ステージ応援助成」は、東京に、活力ある芸術文化・エンターテインメント環境をとりもどすため、コロナ禍から回復しつつある中小の団体による舞台芸術(演劇、舞踊、音楽等)活動を支援します。特に、経済的な損失は舞台芸術分野で顕著であり、この助成を通じて、東京の多様で豊かな芸術文化環境を維持し、明るい未来の東京につなげていきます。

また、年2回の公募を予定しています。

1. 対象経費と支援内容

舞台芸術(演劇・舞踊・音楽・伝統芸能等)の事業に対し、実施にかかる助成対象経費の2分の1以内で、かつ100万円を上限額として支援します。

■助成対象経費(別表1参照)

申請書の「収支予算書」に支出として計上できる経費を定めています。計上できる経費のうち、助成の対象となる支出が「助成対象経費」です。

※ 原則として、助成対象期間内に支払いが発生した経費が対象となります。

※ 東京都以外で実施される公演等の経費は助成対象となりません。巡回ツアーの場合、全体にかかる経費については実施回数や規模で按分するなどし、都内での活動に該当する経費のみ計上してください。

2. 助成対象となる事業

■対象となる事業分野

演劇、舞踊・舞踏、音楽(クラシック、ポップスなどライブ全般)、伝統芸能、その他複合的な舞台芸術活動

■対象となる事業

都内で実施する公演・演奏会など、公開を伴う創造活動

■対象となる事業の実施期間:

2023年8月1日(火)以降に開始し、2024年7月31日(水)までに終了する事業

3. 助成対象とならない事業

- (1) 教室(カルチャースクールを含む)、学生サークル、同好会、単独の流派等が行う稽古事や習い事等の講習会、発表会、温習会等
- (2) コンクール、コンテストを主な目的とするもの
- (3) 特定の企業名等をタイトルに付す、いわゆる「冠公演」
- (4) 既に企画制作されたパッケージを購入する、いわゆる「買い公演」や営利を目的とする「招聘公演」
- (5) 十分な収入が見込まれ助成の必要性がないもの
- (6) 宗教的又は政治的な宣伝・主張を目的とするもの
- (7) 慈善事業への寄付を主な目的とするもの
- (8) 国、地方公共団体が基本金その他これに準じるものを出資している団体が、単独で主催する事業(申請者がこれらの団体と共催する事業は可)
- (9) 東京都や公益財団法人東京都歴史文化財団が主催、共催する事業

(10) 東京都や公益財団法人東京都歴史文化財団から補助金、支援金、助成金、委託費等が支給されている事業又は支給を予定されている事業

(11) 公益財団法人東京都歴史文化財団が管理運営する各施設(*)との共催事業や提携事業等

(*) 東京都庭園美術館、東京都江戸東京博物館、江戸東京たてもの園、東京都写真美術館、東京都現代美術館、東京都渋谷公園通りギャラリー、トーキョーアーツアンドスペース(トーキョーアーツアンドスペース本郷／トーキョーアーツアンドスペース レジデンス)、東京都美術館、東京文化会館、東京芸術劇場、東京舞台芸術活動支援センター(水天宮ピット)、シビック・クリエイティブ・ベース東京

4. 申請団体の資格及び申請提出書類

(1) 東京を拠点に舞台芸術活動を行う団体(芸術団体、民間の劇場・ホール、ライブハウス、中間支援組織、実行委員会等)で、3年以上の活動実績がある団体

(2) 団体の要件

次の各号に掲げる要件を全て満たしていること

ア 主たる構成員が、芸術家、プロデューサー又は芸術団体であること

イ 構成員が2名以上であること

ウ 団体の意思を決定し、執行する組織が確立していること

エ 自ら経理し、監査する等の会計組織を有すること

オ 団体の本部事務所や本店所在地が東京都内に存在すること

カ 定款又はこれに準ずる規約、会則等を有すること(上記ウ、エ、オが明記されていること)

キ 政治活動、宗教活動を目的としていないこと

ク 申請する活動を主催し、同活動に要する経費を負担すること

ケ 設立して3年以上同様の活動を継続して実施している団体であること

コ 実行委員会形式で応募する場合は、応募時点で設立後3年以上であり、上記アからケまでの要件を全て満たしていること

■申請資格がない団体

・国・地方公共団体が資本金その他これに準じるものを出資している団体

・次に掲げる法人その他の団体

ア 暴力団(東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者もしくは構成員に暴力団員等(暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。)に該当する者があるもの

■申請提出書類

申請には以下の書類が必要となります。申請先・申請方法については後日公開予定です。

- 助成金交付申請書
 - ・事業内容(企画概要、会場、期間)
 - ・コロナ禍での状況について(実施中止、計画変更等)
- 収支予算書
- 申請団体調書
- 定款またはこれに類する規約、会則等
- 申請団体基本情報
- 暴力団等に該当しないことなどの「誓約書」
- 申請活動に関する資料

5. 審査のプロセス

審査については書類選考を経て、専門家を含めた審査会で選定します。なお、応募総数にもよりますが、審査会は1回を予定しています。

■審査のポイント

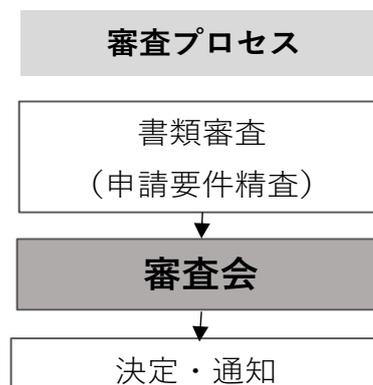
審査にあたっては、事業の主旨を踏まえ、以下のような視点で審査を行います

- 活動実績: 3年以上の継続的な活動を実施しているかどうか
- 実現性: 今回の企画の実現性が担保されているか
- 創造性: 創作に対する意欲がうかがえるか

■採否について

採否の結果は、すべての申請団体に対し、7月下旬頃、書面にて通知します。

*採否の理由については、お問合せいただいてもお知らせすることができませんので予めご了承願います。



6. 個人情報の取扱い

申請書に記載された個人情報は、「公益財団法人東京都歴史文化財団個人情報の保護に関する規程」に則り、適正に管理します。ただし、審査や事後評価等のため外部有識者や東京都に提供することがあります。また、採択事業者の活動やアーツカウンシル東京の助成事業に関するアンケート等を送らせていただく場合があります。

7. 採択後の留意点

以下の点について、申請前に必ずご確認ください。

(1) 助成名義及びロゴマークの表示

助成対象となった場合、チラシ、ポスター、プログラム等印刷物やウェブサイト等で、助成名義及びアーツカウンシル東京のロゴマークを表示していただきます。

※表示は、採択通知を受けた後に行ってください。表示方法の詳細は、採択後の説明会でお知らせします。

(2) 活動に関する情報の公開

採択された事業について、申請者の名称、事業の概要、助成金交付決定額等の情報を、アーツカウンシル東京ウェブサイト等の広報資料で公表します。

(3) 活動終了後の報告書・会計書類の提出

事業の終了後2か月以内に、指定の様式による実績報告書の提出及び会計報告をしていただきます。なお、必要な支払い関係書類など会計報告の詳細につきましては、採択後に説明させていただきます。

(4) 助成金の支払い

助成金は、実施報告書及び会計報告完了後、指定口座にお振込みします。

(5) 助成対象事業の経理及び関係書類の保管

助成対象事業を行う事業者は、助成金交付に関する一連の通知、関係書類、関係する帳簿及び支払関係書類(領収書、請求書、金融機関利用明細書等)を他の経費と区分して整理し、助成金の交付を受けた年度の終了後、7年間保管しなければなりません。

(6) 実施に際しての配慮

助成対象事業を実施するにあたっては、新型コロナウイルス感染拡大防止に十分留意するほか、利用者、来場者等の安全等に配慮してください。また、セクハラ・パワハラなどのハラスメント防止についても、十分留意してください。

■お問合せ(申請については後日公開予定です)

公益財団法人東京都歴史文化財団 アーツカウンシル東京
活動支援部助成課 東京ライブ・ステージ応援助成担当
〒102-0073 東京都千代田区九段北 4-1-28 九段ファーストプレイス 5F

* ガイドラインに関するお問い合わせはメールでお願いします。

E-mail: st-josei@artscouncil-tokyo.jp

<https://www.artscouncil-tokyo.jp>

別表1:助成対象経費一覧

	費目	内容
助成対象経費	作品借料	作品借料（保険料を含む）
	出演費	演奏料、指揮料、ソリスト料、合唱料、俳優・舞踊家・後見等出演料等
	音楽費	作曲料、作調料、編曲料、作詞料、訳詞料、音楽制作費、副指揮料、調律料、稽古ピアニスト料、楽器借料、楽譜借料、写譜料、楽譜製作料等
	文芸費	演出料、構成料、監修料、振付料、舞台監督料、照明プラン料、音響プラン料、舞台美術・衣装デザイン料、映像製作費、演出等助手料、脚本料、翻訳料、字幕翻訳・製作費、オーディオガイド制作費、方言指導料、殺陣指導料、合唱指導料、著作権使用料、エンジニアフィー、テクニカルディレクターフィー、企画制作費（注）等 （注）企画制作費は、事務職員の給与や事務所維持費のような管理経費ではなく、助成対象活動における企画・制作等に直接関わるスタッフ人件費が対象となります。
	会場費	会場使用料（付帯設備費を含む）、稽古場借料等
	舞台費	大道具費、小道具費、舞台スタッフ費、照明機材費・人件費、音響機材費・人件費、映像機材費・人件費、その他機材費、字幕機材費・オペレーター費、衣装製作費、装束料、床山・かつら費、メイク費、履物費、器材借料等
	設営費	会場設営・撤去費、設営スタッフ謝金、会場グラフィックス作成費等
	運搬費	道具運搬費、楽器運搬費、作品梱包・運搬費等
	謝金	講師謝金、翻訳謝金、通訳謝金、原稿執筆謝金、会場整理員謝金、託児謝金、公認会計士謝金（監査証明書）等
	旅費	渡航費（燃油特別付加運賃等含む）、交通費、宿泊費、日当（宿泊を伴う場合のみ）等
	通信費	案内状送付料等
	宣伝費	広告宣伝費、入場券等販売手数料、立看板費、特設サイト開設費等
	印刷費	プログラム・パンフレット印刷費、台本印刷費、活動関係資料印刷費、入場券印刷費、チラシ印刷費、ポスター印刷費等
記録費	録画費、録音費、写真費、アーカイブ製作費等	
助成対象外経費 （収支予算書に 記載する経費）	<input type="checkbox"/> 有料頒布する公演パンフレット等の作成経費（原稿執筆謝金、印刷費等） <input type="checkbox"/> グッズなど物販品の制作経費 <input type="checkbox"/> コンクール等の賞金 <input type="checkbox"/> 航空・列車運賃の特別料金（ファーストクラス、ビジネスクラス、グリーン料金等） <input type="checkbox"/> 自ら設置又は管理する会場施設・稽古場で行う場合の会場使用料、稽古場使用料 <input type="checkbox"/> 海外傷害保険、催事（イベント）保険等の各種保険	

■収支予算書に記載できない経費

- 団体の財産となるものの購入費
（美術作品の購入費、楽器購入費、事務機器・事務用品の購入・借用費、CD・書籍等資料購入費等）
- 事務所の維持費・管理運営費（事務所賃料、職員給与等人件費、ホームページ運用費等）
- 行政機関・金融機関に支払う手数料（ビザ（査証）取得経費、印紙代、振込手数料、海外送金手数料等）
- 飲食に係る経費（取材・打合せ時の飲食代、接待費、交際費、レセプション費、打ち上げ費、ケータリング・弁当類）
- その他（個人への支給品代、記念品代、ガソリン代、電子マネーカードへのチャージ料等）
- 予備費・雑費等、使途が曖昧な経費

* この表に該当しない経費については、別途お問合せください。

* 助成対象事業の実施にあたって、新型コロナウイルス感染拡大防止のために必須となる予防用品費、消毒関係費、感染症対策用品費、検査費（出演者・スタッフのPCR検査、抗原検査費用に限ります）については、助成対象経費として計上可能です。使用する実態に即した費目に計上してください。

2023 年度第 1 期 東京ライブ・ステージ応援助成 申請から助成までの流れ

